破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５２号
岐阜県本巣市曽井中島1997番地
破産者　髙橋紀美子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年６月12日午前11時40分
平成30年３月28日　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４６５号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目13番31－７号Ｃ－１、前住所大阪府泉佐野市中庄1845番地の８
破産者　岩尾　豊司
1　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
2　一般調査期日　平成30年５月21日午後１時30分
平成30年３月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
岐阜県高山市江名子町2990番地18
破産者　高山ギフト商会こと　岡田　勇作
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年６月11日午後２時10分
平成30年３月28日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１２９２号
タイ王国チョンブリー県バンプラムーン市ノンプー町ムー９パタヤ，サードロード　ピーケーシーピーコンドミニアム　259／29号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区軍水町１丁目67番地の１　カルティア新瑞橋501号
破産者　上原　大樹
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年６月６日午前11時30分
平成30年３月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地30棟104号、前住所大阪府泉南市岡田５丁目15番23号
破産者　三商店こと㈱商店こと㈱天満こと　天満三千雄
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年６月25日午後１時30分
平成30年３月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
福井県鯖江市神中町３丁目３番12号
破産者　満月　廣昭
1　破産債権の届出期間　平成30年４月30日まで
2　一般調査期日　平成30年５月29日午前10時
平成30年３月28日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
福岡県久留米市東櫛原町2518番地
破産者　坂田　祥宏
1　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
2　一般調査期日　平成30年６月25日午前10時30分
平成30年３月28日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０１号
岐阜県関市山王通１丁目９番27号
破産者　株式会社ドリームコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
2　一般調査期日　平成30年７月６日午前10時
平成30年３月28日　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５７１号
（最後の住所）大阪府寝屋川市香里南之町36番34―1902号
破産者　被相続人亡相原覺相続財産
1　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午後２時
平成30年３月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８４号
京都市左京区松ケ崎正田町22番地の29
破産者　山根　博
1　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
2　一般調査期日　平成30年６月27日午前10時15分
平成30年３月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産管財人変更

平成３０年（フ）第２３号
福岡県太宰府市吉松１丁目21番21―102号、前住所愛知県豊橋市大崎町字東里中49番地１―105
破産者　田中　裕一
破産管財人　網谷　拓が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　染谷　翼
平成30年３月22日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第３００１号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目16番23号ＳＳＫ101
清算株式会社　株式会社エムティーシィ
代表清算人　髙橋　幸正
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

平成３０年（ヒ）第３００９号
堺市堺区匠町17番地11
清算株式会社　大和化成株式会社
代表清算人　澤田　明文
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第３号
北九州市若松区本町１丁目３番28号
清算株式会社　株式会社ヤマト
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１００５号
福岡市城南区別府１丁目５番23号
清算株式会社　株式会社スペチオ商会
代表清算人　尾﨑　義行
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法又は持参する方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関連債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済額の算定
別紙協定弁済額予定表の基準債権額の欄記載の金額を基準債権額とし、別紙協定弁済額予定表の債権弁済額の欄記載のとおり、金3000万円を基準債権額により按分して弁済額を算定する。
⑵　免除額
本協定認可決定確定後１か月以内に、本項⑴で算定された弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
3　追加弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに生じる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２項⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。